

控 訴 状

収入 (1万9500円)
印紙

平成25年2月13日

東京地方裁判所 御中

原 告 宮 部 龍 彦

〒252-0021 神奈川県座間市緑ヶ丘6丁目1-23 102号

レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ(送達場所)

(電話 080-1442-9144)

(FAX 046-252-6301)

原 告 宮 部 龍 彦

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

上記代表者法務大臣 谷 垣 禎 一

処 分 行 政 庁 大 阪 法 務 局 長

河 合 裕 行

保有個人情報部分開示処分取消等請求事件

訴訟物の価格 160万円

ちょう用印紙額 1万9500円

予納郵便切手 6000円

上記当事者間の東京地方裁判所平成24年(行ウ)第211号保有個人情報部分開示処分取消等請求事件につき、平成25年2月7日下記判決の言渡しを受け、控訴人は、同日判決正本の送達を受けたが、同判決は控訴人敗訴部分につき不服であるから、控訴する。

第1 原判決の表示

- 1 大阪法務局長が平成23年3月18日付けで原告に対してした保有個人情報一部開示決定のうち、別紙1対象文書目録の「取消部分」記載の各部分を不開

示とした部分を取り消す。

- 2 大阪法務局長は、原告に対し、別紙 1 対象文書目録の「取消部分」記載の各部分の開示決定をせよ。
- 3 本件各訴えのうち、大阪法務局長が原告に対して別紙 1 対象文書目録の「適法部分」蘭記載の部分の開示決定をすることの義務付けを求める部分を却下する。
- 4 原告のその余の請求を棄却する。
- 5 訴訟費用は、これを 4 分し、その 1 を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

第 2 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消す。
- 2 大阪法務局長が平成 23 年 3 月 18 日付けで控訴人に対してした保有個人情報一部開示決定処分のうち、別紙 2 「個人情報一覧」記載の番号 27 の情報（以下「本件情報」という。）を不開示とした部分を取り消す。
- 3 大阪法務局長は、控訴人に対し、本件情報を開示せよ。
- 4 訴訟費用は、第 1，2 審とも被控訴人の負担とする。

第 3 控訴の理由

追って、控訴理由書を提出する。

付 属 書 類

- | | |
|---------|-----|
| 1 控訴状副本 | 1 通 |
|---------|-----|